

証券コード 3956

平成28年6月9日

株 主 各 位

埼玉県桶川市赤堀一丁目30番地
国際チャート株式会社
代表取締役社長 岡 本 勝 彦

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日(木曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日(金曜日)午前10時
2. 場 所 埼玉県桶川市赤堀一丁目30番地
当社本社・桶川工場 2階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項 第57期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告
報 告 事 項 及び計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第 1 号 議 案 取締役5名選任の件
 - 第 2 号 議 案 監査役3名選任の件
 - 第 3 号 議 案 会計監査人選任の件
 - 第 4 号 議 案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正の必要が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kcp.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）におけるわが国経済は、企業収益や設備投資並びに雇用情勢の改善など、景気回復基調は緩やかに推移しましたが、中国をはじめとする新興国経済の減速に起因する輸出と生産の停滞や、個人消費の改善に弱さが見られ、昨年末以降の円高進行など、景気の先行きは不透明な状況にあります。

このような状況下、当社を取り巻く経営環境におきましても、既存事業市場の成熟化、コスト競争力、受注単価の低下等の厳しい経営環境が進行しております。しかしながら、当社は半世紀超にわたる印刷・精密紙加工技術の特性を活かしたラベル紙、記録紙、検針紙等の開発・生産活動を推進し、顧客ニーズに対応した販売活動による顧客基盤の拡大・拡充を図るなど売上の伸長に注力してまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は3,950百万円（前期比4.4%増）、営業利益は82百万円（前期比15.8%増）、経常利益は83百万円（前期比6.3%増）、当期純利益は税制改正による実効税率の変更及び繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産の計上等をしたため119百万円（前期比18.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は52百万円であります。

その主なものは、生産設備投資及び情報化投資であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 54 期 (平成25年3月期)	第 55 期 (平成26年3月期)	第 56 期 (平成27年3月期)	第 57 期 (当 期) (平成28年3月期)
売 上 高	3,106	3,162	3,782	3,950
当 期 純 利 益	95	90	101	119
1 株当たり当期純利益	15円87銭	15円07銭	16円92銭	19円98銭
総 資 産	3,070	3,092	3,261	3,379
純 資 産	1,196	1,269	1,456	1,557
1 株 当 た り 純 資 産 額	199円38銭	211円66銭	242円81銭	259円51銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社東芝（以下「東芝」）及び東芝テック株式会社（以下「東芝テック」）であります。東芝テックは当社の株式3,396,500株（議決権比率56.6%）を保有しております。また、東芝は東芝テックの親会社であり、東芝テックが保有する当社の総株主等の議決権に対する所有割合56.6%を間接保有しております。

東芝テックとの人的関係については、役員の兼任等、経営ノウハウ及び技術の共有化等を目的として受入れを、適宜行っております。

研究開発、商品供給、営業活動など親会社等の企業グループとは広範な事業協力関係にあります。上場会社として、独立性を維持・確保する中で、今後とも連携を図ってまいります。取引関係については、市場価格等を勘案して交渉の上、一般的な取引条件に基づき決定しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社よりラベルプリンタ機器などを仕入れ、親会社にはラベル紙などの販売を行っております。当該取引をするに当たっては、当社及び少数株主に不利益を与えることがないよう、市場価格等を勘案して交渉の上、合理的・一般的取引条件に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、独立社外監査役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、親会社等の企業グループ各社と広範な事業協力関係にありますが、当社主体の事業運営体制の下で事業を遂行するとともに、基本的には当社の経営リソースに基づいて運営しており、上場会社として、独立性を維持・確保する中で、経営及び事業活動に当たっております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、既存事業市場の成熟化、コスト競争力、受注単価の厳しい事業環境などに伴い、市場競争がますます激化しております。

このような状況下におきまして、当社は、商品バリエーションの拡大、積極的な新規大手顧客開拓・既存顧客深耕、協力会社との協働などによる営業力の強化や営業効率の向上、更なる生産効率改善・生産仕組改革、コストの低減、資産効率の向上などに引き続き注力してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社は、ラベル紙、産業用記録紙、医療用記録紙、記録計用各種補用品（消耗品及び部品）、記録計用ペン、温湿度記録計、屋外検針用記録紙等の製造、販売及び東芝テック製ラベルプリンタ機器、サプライ商品関連の販売を主たる事業内容としております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

本 社： 埼玉県桶川市赤堀一丁目30番地
営業所： 大崎オフィス（東京都品川区）
 大阪オフィス（大阪府大阪市）
 九州オフィス（福岡県福岡市）
工 場： 本社工場（埼玉県桶川市）

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
139（42）名	2名増（1名減）	44.4歳	19.4年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時従業員（期間社員等）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,000,000株（自己株式60株を含む）
- ③ 株 主 数 2,580名
- ④ 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
東 芝 テ ッ ク 株 式 会 社	3,396,500株	56.6%
国 際 チ ャ ー ト 従 業 員 持 株 会	232,700株	3.9%
横 河 電 機 株 式 会 社	183,300株	3.1%
志 村 克 己	82,100株	1.4%
牧 野 正 嗣	71,700株	1.2%
楽 天 証 券 株 式 会 社	64,700株	1.1%
王 子 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	50,000株	0.8%
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	40,000株	0.7%
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	35,204株	0.6%
曾 志 崎 稔	33,600株	0.6%

（注）持株比率は自己株式（60株）を控除して計算しております。また、小数点第1位未満を四捨五入によって表示しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 本 勝 彦	
取 締 役	曾 志 崎 稔	社長補佐
取 締 役	橘 昌 典	営業統括部長
取 締 役	荒 井 秀 明	経営管理統括部長
取 締 役	田 島 典 泰	東芝テック株式会社 リテール・ソリューション事業本部商品・マーケティング統括部 部長付
取 締 役	牛 込 裕 郎	東芝テック株式会社 リテール・ソリューション事業本部国内営業推進統括部国内営業推進部サプライ営業推進担当グループ長
常 勤 監 査 役	飯 島 康 弘	
監 査 役	大 治 右	弁護士 大治法律事務所 所長
監 査 役	新 井 好 次 郎	東芝テック株式会社 リスクマネジメント部 J-SOX推進室 室長

- (注) 1. 平成27年6月26日開催の当社第56回定時株主総会において、新たに橘昌典氏及び荒井秀明氏が取締役に選任され就任いたしました。また、大治右氏は監査役に再任され就任いたしました。
2. 取締役牛込裕郎氏は、社外取締役であります。
3. 監査役大治右氏及び監査役新井好次郎氏は、社外監査役であります。
4. 監査役新井好次郎氏は、東芝テック株式会社の経理財務業務を長年にわたり担当し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役大治右氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
6. 平成27年6月26日開催の当社第56回定時株主総会最終の時をもって、取締役齋藤恒夫氏及び取締役島野俊介氏は任期満了により、退任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役	6名	42,154千円
監査役	2名（うち社外監査役1名 1,800千円）	14,505千円

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の当社第48回定時株主総会において、年額1億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役の支給員数は、平成27年6月26日開催の当社第56回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含み、無報酬の取締役2名を除いております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の当社第56回定時株主総会において、年額25,000千円以内と決議いただいております。
5. 監査役の支給員数は、無報酬の監査役1名を除いております。
6. 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。
 - ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額6,538千円（取締役5名に対し5,338千円、監査役1名に対して1,200千円）が含まれております。
 - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額7,297千円（取締役5名に対し6,217千円、監査役1名に対して1,080千円）が含まれております。
7. 上記報酬等の額のほか、平成27年6月26日開催の当社第56回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して7,070千円支給しております。なお、この金額には当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額（7,070千円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役牛込裕郎氏は、親会社である東芝テック株式会社のリテール・ソリューション事業本部国内営業推進統括部国内営業推進部サプライ営業推進担当グループ長を、社外監査役新井好次郎氏は同社のリスクマネジメント部J-SOX推進室室長を、それぞれ兼任しております。

当社は同社との間で当社が製造・販売するラベル紙等の取引があります。また、同社が製造・販売するバーコードプリンタ機器等の販売代理店であります。

- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	牛込裕郎	当事業年度に開催された取締役会11回のうち9回に出席いたしました。必要に応じ、長年にわたる営業推進業務の経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	大治 右	当事業年度に開催された取締役会11回のうち全てに、監査役会16回のうち全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の業務執行の監査、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	新井好次郎	当事業年度に開催された取締役会11回のうち全てに、監査役会16回のうち15回に出席いたしました。取締役会において、長年にわたる経理・財務業務の経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定ならびに業務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の業務執行の監査、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

二．責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

社外監査役大治右氏と当社との間で責任限定契約を締結しております。

なお、現時点においては、社外取締役牛込裕郎氏及び社外監査役新井好次郎氏との間では責任限定契約は締結しておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,968千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,968

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 過去2年間の業務停止処分に関する事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

イ 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヵ月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

ハ 処分の理由

- ・（株）東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
- ・同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況について
の概要は以下のとおりであります。

会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項及び同第3項
に基づき、以下のとおり、内部統制システムを整備しております。

株式会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役会は、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝テックグループ経営理念」、「国際チャート企業理念」、「東芝テックグループ行動基準」、「国際チャート企業行動規範」を採択し、取締役は、高い倫理観と遵法の精神をもってこれらを遵守する。
- イ. 取締役会は、定期的に取締役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役に随時取締役会で報告させる。
- ウ. 取締役会は、経営監査部門長から定期的に経営監査結果の報告を受ける。
- エ. 監査役は、定期的に取締役のヒアリングを行うとともに、経営監査部門長から経営監査結果の報告を受ける。
- オ. 監査役は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について取締役から直ちに報告を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役は、「情報管理規程」、「伝達ならびに重要文書管理規程」等に基づき、経営会議資料、起案書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。
- イ. 取締役は、経営会議資料、起案書、計算関係書類、事業報告等の重要情報を取締役及び監査役が閲覧できるシステムを整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. Chief Risk-Compliance Management Officer（以下、CROという。）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長としてクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。
- イ. 取締役は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、ビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、取締役が策定した中期経営計画、年度予算を承認する。
- イ. 取締役会は、取締役の権限、責任の分配を適正に行い、取締役は、職務分掌集に基づき従業員の権限、責任を明確化する。
- ウ. 取締役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
- エ. 取締役は、「取締役会規程」、「意思決定規程」等に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行う。
- オ. 取締役は、適正な業績評価を行う。
- カ. 取締役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム等の情報処理システムを適切に運用する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、従業員に「東芝テックグループ経営理念」、「国際チャート企業理念」、「東芝テックグループ行動基準」、「国際チャート企業行動規範」を遵守させる。
- イ. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長としてコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。
- ウ. 当社は、役員及び従業員が当社の違法行為に接した場合、当社に対して通報できる制度（以下、内部通報制度という。）を設置し、取締役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。

(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社は、独立性を維持・確保する中で、親会社と適切な連携を図りながら、業務の適正を確保するための体制を整備する。

監査役の職務の執行のために必要なもの

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ア. 補助すべき使用人は置いていないが、監査役との協議により監査役が必要とする職務の補助を行う。
- イ. 経営監査部門は監査役との協議により監査役が要望した経営監査を実施し、その結果を監査役に報告する。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア. 監査役が必要とする職務の補助を行う使用人は、当該補助に関して監査役の指揮命令に従う。

(9) 監査役への報告に関する体制

ア. 取締役、従業員は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたとき、監査役に対して都度報告を行う。

イ. 取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。

(10) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア. 監査役に報告をした役職員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを別途定める規程に明記する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

ア. 当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等を請求した時は、担当部門が審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行う。

イ. 取締役、従業員は、定期的な監査役の往査・ヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。

ウ. 経営監査部門長は、期初に経営監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、経営監査結果を監査役に都度報告する。

エ. 監査役は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。

オ. 取締役は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査役に説明を行う。

カ. 取締役社長は、経営監査部門長の独立性確保に留意し、経営監査部門長の人事について、監査役に事前連絡、説明を行う。

キ. 取締役は、業務プロセスを対象とした経営監査の実施結果を監査役に都度報告する。

当社の運用状況の概要

1. 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を経営監査部門、監査役会がモニタリングし、改善を進めております。また、経営監査部門及び経営管理部門、監査役会は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

2. コンプライアンス

法令遵守体制の点検・強化を当社のリスク・コンプライアンス委員会が中心となって行っており、「記録を通じて社会の発展に貢献する」という企業理念のもと、社会的責任（CSR）を果たすために、リスク・コンプライアンス委員会で当社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策を立案・推進するとともに、「東芝テックグループ経営理念」、「国際チャート企業理念」、「東芝テックグループ行動基準」、「国際チャート企業行動規範」を行動指針として定め、役職員に対して定期的なコンプライアンス研修・教育等を実施しております。

法令違反・不正行為等の早期発見及びそれらを未然に防止することで当社の社会的信頼を維持することを目的に、内部通報制度「KC-BEL (Business Ethics Line)」、協力会社等からの「パートナーホットライン」、東芝グループ共通の内部通報窓口（リスク相談ホットライン、監査委員会ホットライン）を設置しており、また、通報者が不利益を受けない旨を規定しております。

3. リスク管理

当社の危機管理に関する基本事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、及び万一発生した場合の被害の極小化を目的とした「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」を制定し、当社のリスクに関する統括組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、危機管理に必要な体制を整備しております。

また、「コーポレートリスクテーブル」を策定し、あらかじめ具体的なリスクを一元的に収集・分類することにより重要リスクを特定してリスクへの対応を図っております。

平常時におけるリスク管理として、当社の業務執行に関して、自然災害、研究開発、知的財産権侵害、情報セキュリティ、財務、従業員の不祥事等の各種リスクについて、情報収集、分析及び評価を行い、社内規程、危機管理マニュアル、BCP等を立案して当社取締役会に提案することとしております。

なお、リスクが顕在化した場合には、リスク・コンプライアンス委員会、危機管理マニュアルに従い、当社社長を対策本部長とする危機管理対策本部を立ち上げ、その指揮のもとに迅速な対応を行うこととしております。

また、災害を想定した訓練や東芝テックグループセミナー受講などの教育・啓発活動の適宜実施、外部専門機関との緊密な連携関係の構築等、問題の発生防止に向けた取り組みを継続的に実行しております。

4. 取締役の職務執行

「東芝テックグループ行動基準」や取締役会規程、意思決定規程等の社内規程等を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を選任し、取締役会、双方向的な情報交換等を通じて、取締役への監督機能を強化しております。なお、当事業年度において、取締役会は11回開催されております。

また、職務分掌規程、職務権限規程等を定め、これにより責任の明確化並びに効率的な業務の遂行を図っております。

5. 監査役

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

専任の補助使用人は置いていませんが、経営監査部門が監査役との協議により監査役が必要とする職務の補助を行っております。

また、代表取締役と監査役の相互の信頼関係を深める観点から、定期的に会合を開催し、両者での意見交換を行うとともに、監査役が代表取締役の諸課題への取り組み状況を確認できる体制を構築し、監査役への情報提供の充実に努めております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による事業活動への関与防止及び当該勢力による被害防止を図るため、内部統制システムの一環として、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた体制整備を行っております。

A. リスク評価の徹底

反社会的勢力による事業活動への関与を拒絶する旨を「グループ行動基準」、「企業行動規範」に明記することにより、反社会的勢力に関与することのリスク認識を明確にしております。

また、「グループ行動基準」、「企業行動規範」冊子の配布、同基準の教育の継続の実施などにより、反社会的勢力との関係根絶を役員・従業員に徹底しております。

B. 統制活動の推進

反社会的勢力との接触の禁止を徹底する観点から、総務担当部署が中心となって、反社会的勢力への対応要領の整備や役員・従業員に対する啓蒙活動を推進しております。

また、「グループ行動基準」、「企業行動規範」に同基準違反者に対する懲戒規定を設け、同基準の遵守徹底を図っております。

C. 情報伝達の明確化

総務担当部署が関係情報の収集・伝達を行い、関係者への周知徹底を図っております。

また、警察、弁護士等（以下、外部専門機関という。）との連絡窓口を定めて情報伝達を円滑に行うことにより、反社会的勢力からの接触に適時適切に対応できる体制を構築しております。

D. 監視活動

反社会的勢力排除に向けた管理体制下で、監査役の往査・ヒアリング、経営監査部門の内部監査などによる監視を実施しております。

E. 外部との緊密な関係構築

反社会的勢力からの接触に備え、外部専門機関と適宜情報交換を行うなど、外部専門機関と緊密な連携関係を構築しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

剰余金の配当については、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための戦略的投資等を勘案しつつ、配当性向30％程度を目標とし、配当の継続的な増加を目指してまいります。

当期の配当金につきましては、期末配当金を1株当たり1円50銭とし、中間配当金1株当たり1円50銭と合わせ、年間1株当たり3円の配当金とさせていただきます。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	110,664	支 払 手 形	542,259
グ ル ー プ 預 け 金	707,653	買 掛 金	300,856
受 取 手 形	74,065	未 払 金	56,979
売 掛 金	564,005	未 払 費 用	42,421
商 品 及 び 製 品	86,558	未 払 法 人 税 等	17,404
仕 掛 品	5,793	預 り 金	5,066
原 材 料	79,668	賞 与 引 当 金	26,689
前 払 費 用	2,478	役 員 賞 与 引 当 金	6,538
繰 延 税 金 資 産	38,850	受 注 損 失 引 当 金	6,362
そ の 他	88,209	設 備 関 係 支 払 手 形	6,382
貸 倒 引 当 金	△26	そ の 他	3,956
流 動 資 産 合 計	1,757,921	流 動 負 債 合 計	1,014,917
固 定 資 産		固 定 負 債	
有 形 固 定 資 産		繰 延 税 金 負 債	223,454
建 物	448,719	退 職 給 付 引 当 金	539,828
構 築 物	22,878	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	19,810
機 械 及 び 装 置	174,313	資 産 除 去 債 務	1,806
車 両 運 搬 具	0	そ の 他	22,650
工 具、器 具 及 び 備 品	27,865	固 定 負 債 合 計	807,549
土 地	881,366	負 債 合 計	1,822,466
建 設 仮 勘 定	4,146	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産 合 計	1,559,289	株 主 資 本	
無 形 固 定 資 産		資 本 金	376,800
ソ フ ト ウ ェ ア	33,451	資 本 剰 余 金	195,260
そ の 他	6,553	資 本 準 備 金	195,260
無 形 固 定 資 産 合 計	40,005	利 益 剰 余 金	984,190
投 資 そ の 他 の 資 産		利 益 準 備 金	21,920
投 資 有 価 証 券	21,820	そ の 他 利 益 剰 余 金	962,270
破 産 更 生 債 権 等	737	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	510,067
そ の 他	465	繰 越 利 益 剰 余 金	452,202
貸 倒 引 当 金	△737	自 己 株 式	△29
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	22,285	株 主 資 本 合 計	1,556,220
固 定 資 産 合 計	1,621,580	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
資 産 合 計	3,379,501	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	813
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	813
		純 資 産 合 計	1,557,034
		負 債 純 資 産 合 計	3,379,501

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,950,110
売 上 原 価		
商品及び製品期首たな卸高	72,420	
当期製品製造原価	2,092,985	
当期商品仕入高	974,979	
合 計	3,140,385	
商品及び製品期末たな卸高	86,558	3,053,826
売 上 総 利 益		896,283
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		813,537
営 業 利 益		82,745
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,102	
受 取 配 当 金	557	
受 取 手 数 料	1,064	
保 険 解 約 返 戻 金	813	
雑 収 入	332	3,870
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	2,107	
雑 損 失	702	2,810
経 常 利 益		83,806
税 引 前 当 期 純 利 益		83,806
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	15,580	
法 人 税 等 調 整 額	△51,640	△36,059
当 期 純 利 益		119,865

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	376,800	195,260	195,260	21,920	502,309	358,094	882,324	△29	1,454,354
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の積立					10,401	△10,401	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩					△2,643	2,643	-		-
剰余金の配当						△17,999	△17,999		△17,999
当期純利益						119,865	119,865		119,865
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	7,757	94,108	101,865	-	101,865
当期末残高	376,800	195,260	195,260	21,920	510,067	452,202	984,190	△29	1,556,220

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,494	2,494	1,456,849
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の積立			-
固定資産圧縮積立金の取崩			-
剰余金の配当			△17,999
当期純利益			119,865
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△1,680	△1,680	△1,680
当期変動額合計	△1,680	△1,680	100,185
当期末残高	813	813	1,557,034

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・製品のうち量産品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・製品のうち非量産品、
仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・商品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～38年
構築物	7～60年
機械及び装置	7～10年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	3～11年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

3,132,841千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

921,053千円

② 短期金銭債務

16,925千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高

1,905,153千円

② 仕入高

20,597千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	6,000千株	一千株	一千株	6,000千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	0千株	一千株	一千株	0千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成27年6月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 8,999千円
- ・ 1株当たり配当額 1.5円
- ・ 基準日 平成27年3月31日
- ・ 効力発生日 平成27年6月29日

ロ. 平成27年10月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 8,999千円
- ・ 1株当たり配当額 1.5円
- ・ 基準日 平成27年9月30日
- ・ 効力発生日 平成27年11月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成28年5月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 8,999千円
- ・ 1株当たり配当額 1.5円
- ・ 基準日 平成28年3月31日
- ・ 効力発生日 平成28年6月27日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	164,432千円
賞与引当金	8,191千円
減損損失否認	823千円
役員退職慰労引当金	6,041千円
繰越欠損金	72,782千円
その他	10,724千円
繰延税金資産小計	262,993千円
評価性引当額	△223,140千円
繰延税金資産計	39,853千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△223,444千円
その他	△1,013千円
繰延税金負債計	△224,457千円
繰延税金負債の純額	△184,604千円
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
流動資産－繰延税金資産	38,850千円
固定負債－繰延税金負債	223,454千円

(2) 法人税等の税率の変更による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.9%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更により、流動資産の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が1,508千円、固定負債の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が10,364千円、法人税等調整額が8,856千円それぞれ減少しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に東芝テックグループファイナンス制度を利用して調達し、一時的な余資も同制度を利用することとしております。デリバティブ取引は、投機的な取引を行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの滞留管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の債権残高を月ごとにモニタリングする体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、設備関係支払手形は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日です。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	110,664	110,664	—
(2) グループ預け金	707,653	707,653	—
(3) 受取手形	74,065	74,065	—
(4) 売掛金	564,005	564,005	—
(5) 投資有価証券	21,820	21,820	—
資産計	1,478,209	1,478,209	—
(1) 支払手形	542,259	542,259	—
(2) 買掛金	300,856	300,856	—
(3) 設備関係支払手形	6,382	6,382	—
負債計	849,499	849,499	—

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) グループ預け金、(3) 受取手形、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事 業 の 内 容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千 円)	科 目	期末残高 (千 円)
親会社	東芝テック株式会社	39,970	事務用機械器具及び電気機械器具の開発、製造、販売及び保守サービス事業	(被所有) 56.6 [一]	同 社 商 品 及 製 品 の 購 入 及 販 売	同社サプライ商品及びラベルプリンタ等の購入	20,597	買 掛 金	6,417
						当社ラベル紙等の販売	1,905,153	売 掛 金	206,141
						資金の預け入れ	—	グ ル ー プ 預 け 金	707,653

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。また、期末残高のうち「買掛金」及び「売掛金」には消費税等が含まれており、「グループ預け金」には消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件については、両者で市場動向その他を勘案して協議の上決定しております。
3. 資金の預け入れについては、資金の決済が随時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、当事業年度末の残高のみ記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 259円51銭
- (2) 1株当たり当期純利益 19円98銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

国際チャート株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士野水善之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士南山智昭 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、国際チャート株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑤ 平成27年12月22日付の金融庁による会計監査人に対する業務改善命令に関しては、平成28年1月29日付で金融庁に対し業務改善計画が提出されている旨報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「行政処分を踏まえた自主点検結果」について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

国際チャート株式会社 監査役会

監査役(常勤) 飯 島 康 弘 ㊞

監 査 役 大 治 右 ㊞

監 査 役 新 井 好次郎 ㊞

注) 監査役大治右及び監査役新井好次郎は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。

つきましては、経営体制の効率化のために取締役を1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	おかもと かつひこ 岡本 勝彦 (昭和34年3月30日生)	昭和52年3月 (株)東芝入社 平成17年4月 東芝複写機深セン社 取締役 平成20年4月 東芝テック(株)ドキュメントシステム事業本部三島事業所生産技術部長 平成22年4月 同社生産本部生産技術部長 平成23年4月 同社生産・調達本部生産技術統括部長 平成25年5月 当社社長付 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任）	3,300株
2	そしぎき みのる 曾志崎 稔 (昭和38年10月10日生)	昭和61年4月 当社入社 平成17年1月 当社執行役員技術本部記録紙技術部長 平成18年10月 当社常務執行役員技術本部長 平成19年6月 当社取締役（現任） 常務執行役員技術開発センター長 平成20年4月 当社専務執行役員技術・市場開発センター長 平成21年4月 当社専務執行役員技術・生産本部長 平成23年6月 当社常務執行役員技術・生産本部長 平成23年10月 当社常務執行役員技術開発センター長 平成24年10月 当社常務執行役員技術・生産本部長、兼同技術開発センター長 平成25年1月 当社技術・生産本部長、兼同技術開発センター長 平成25年4月 当社社長補佐 平成28年4月 当社生産管理統括部長（現任）	33,600株

候補者番号	ふりがな氏 (生年月日)	略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	たちばな まさのり 橘 昌典 (昭和33年12月18日生)	昭和57年4月 東芝テック(株)入社 平成14年4月 同社流通情報システムカンパニー東京支社流通第一営業部長 平成19年10月 同社流通情報システムカンパニー東京支社東関東支店長 平成21年4月 同社リテールソリューション事業本部東京支社副支社長 平成25年4月 同社システムソリューション事業本部中部支社営業推進部長 平成27年4月 同社リテールソリューション事業本部国内営業推進統括部オートIDソリューション営業推進部専任部長 平成27年6月 当社取締役営業統括部長(現任)	3,000株
4	あらい ひであき 荒井 秀明 (昭和32年7月27日生)	平成元年9月 東芝テック(株)入社 平成20年5月 同社税務室長 平成22年5月 テック製造(株)取締役 平成24年1月 (株)テックプレジジョン取締役 平成27年6月 同社嘱託 平成27年6月 当社取締役経営管理統括部長(現任)	一株
※ 5	かんどう しげひさ 神藤 茂久 (昭和29年2月17日生)	昭和51年4月 東芝テック(株)入社 平成23年4月 同社執行役員システムソリューション事業本部東京支社長 平成25年4月 同社システムソリューション事業本部長付 平成25年6月 同社退職	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の取締役候補者であります。
3. 候補者神藤茂久氏は、社外取締役の候補者であります。
4. 神藤茂久氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、長年培われた豊富な経験、見識等を当社の意思決定並びに業務執行の監督等に活かしていただくためであります。
5. 神藤茂久氏は過去に当社又は子会社の業務執行者又は非業務執行役員であったことはありません。
6. 神藤茂久氏は、過去5年間に当社の特定関係事業者(親会社)である東芝テック(株)の業務執行者であったときの地位及び担当を含めて記載しております。
- 当社は、同社との間でラベルプリンタとラベル紙等の取引関係があり、また、親会社等の企業グループ各社と広範な事業協力関係にあります。当社主体の事業運営体制の下で事業を遂行するとともに、基本的には当社の経営リソースに基づいて運営しており、独立性は確保していると認識しております。

7. 神藤茂久氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、過去2年間ににおいても受けたことはありません。
8. 神藤茂久氏は当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
9. 神藤茂久氏は過去2年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受けにより、当社が権利義務を承継又は譲受けをした株式会社において、当該合併等の直前に当該株式会社の業務執行者であったことはありません。
10. 神藤茂久氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
11. 神藤茂久氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
12. (株)東芝及び東芝テック(株)は現在の商号であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役飯島康弘氏及び監査役新井好次郎氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたします。

つきましては、監査体制の強化及び充実を図るため、監査役を1名増員し、新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
※ 1	ふじがわ たかゆき 藤 川 隆 之 (昭和35年10月11日生)	昭和58年4月 東芝テック(株)入社 平成23年4月 同社グローバルソリューション 事業本部経理部グループ管理第 二担当グループ長 平成23年5月 生産・調達本部経理部グループ 管理担当グループ長 平成24年4月 経理部第三経理室グループ(連 結担当)グループ長 平成27年10月 財務部第二財務室参事(現任)	一株
※ 2	ほ そ の ともひこ 細 野 友 彦 (昭和41年2月10日生)	平成3年3月 東芝テック(株)入社 平成25年5月 同社財務部第三財務室長 平成27年5月 同社財務部 I F R S 推進室長 (現任)	一株
※ 3	ひろせ なおと 廣 瀬 直 人 (昭和41年1月21日生)	平成元年10月 太田昭和監査法人(現 新日本 有限責任監査法人)入所 平成5年3月 公認会計士登録 平成19年2月 廣瀬公認会計士事務所 所長 (現任) 平成22年4月 税理士登録	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の監査役候補者であります
3. 候補者廣瀬直人氏は、社外監査役の候補者であります。
4. 候補者廣瀬直人氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての経験と専門知識等を有しており、当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役の候補者いたしました。
5. 社外監査役候補者の独立性について
- ・廣瀬直人氏は、過去に当社又は子会社の業務執行者又は非業務執行役員であったことはありません。
 - ・同氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員ではなく、また、過去5年間においても当該業務執行者又は非業務執行役員であったことはありません。
 - ・同氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、過去2年間においても受けたことはありません。

- ・ 同氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
 - ・ 同氏は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受けにより、当社が権利義務を承継又は譲受けをした株式会社において、当該合併等の直前に当該株式会社の業務執行者であったことはありません。
6. 廣瀬直人氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。
 7. 廣瀬直人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
 8. 東芝テック(株)は現在の商号であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任いたしますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

監査役会がPwCあらた監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したため、及び当社の親会社である東芝テック株式会社の新たな会計監査人に予定されており、同社との連結決算の一元監査体制の確立を図るためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

監査法人の名称	PwCあらた監査法人（英文名称：PricewaterhouseCoopers Aarata）（注）	
事業所	主たる事業所	東京都中央区銀座八丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル
	その他の事業所	名古屋、大阪 （連絡事務所）福岡
沿革	平成18年6月	あらた監査法人設立 （日本におけるプライスウォーターハウスクーパース（PwC）のメンバーファームとして設立）
	平成18年7月	業務開始
	平成18年8月	名古屋事務所開設
	平成18年9月	大阪事務所開設
	平成21年11月	東京事務所を東京・汐留に移転
	平成25年10月	福岡連絡事務所開設
	平成27年7月	「PwCあらた監査法人」に社名変更
概要	監査関与会社	931社（平成27年6月30日現在）
	資本金	10億円（平成28年4月1日現在）
	構成人員	2,496名（平成28年4月1日現在）
		パートナ－ 122名
		公認会計士 796名
		会計士補・全科目合格者 435名
		USCPA・その他専門職 752名
		事務職員 391名
		合 計 2,496名

（注）なお、PwCあらた監査法人は、金融庁への登録申請その他の手続が完了することを条件に、平成28年7月1日付で有限責任監査法人へ移行し、名称を「PwCあらた有限責任監査法人」に変更する予定です。

第 4 号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役田島典泰氏及び本総会終結の時をもって辞任により退任されます監査役飯島康弘氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名				略 歴
田	島	典	泰	平成23年10月 当社取締役（現在に至る）
飯	島	康	弘	平成26年 6 月 当社常勤監査役（現在に至る）

以上

メ モ

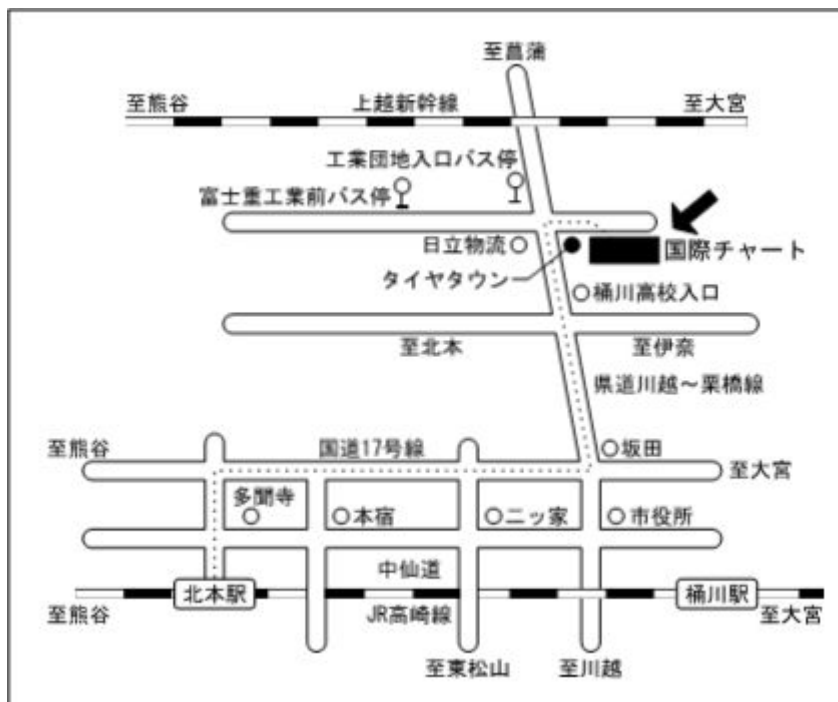
[illegible]

メ モ

[illegible]

株主総会会場ご案内図

国際チャート株式会社 本社・桶川工場 2 階ホール
〒363-0002 埼玉県桶川市赤堀一丁目30番地
電話 048-728-8111（代表）



＜交通ご案内＞

□ J R 北本駅東口下車

タクシー 所要時間約10分

□ J R 桶川駅東口下車

バス（菖蒲車庫行き）「工業団地入口」下車 所要時間約20分

□ 東北自動車道久喜 I C より県道「川越～栗橋線」

□ 首都高速 5 号線～国道17号線坂田交差点右折